

(証券コード3779)
J ESCOM HOLDINGS,INC.

第21期報告書

2025年4月1日～2026年3月31日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、物価上昇等による個人消費への影響はあるものの、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資の持ち直し等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、欧州・中東における地政学的リスクの長期化や、為替相場の変動及び原材料価格の高止まり等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは既存事業の収益基盤の強化に取り組んだ結果、主力事業である通信販売事業、広告代理事業のイベントの企画運營業務及びM&Aアドバイザリー業務により当連結会計年度において連結営業利益を確保することができました。引き続き、既存事業における安定的な収益の確保に努めるとともに、投資事業においても収益に繋がるよう推進してまいります。

通信販売事業においては、従来の複数の顧客企業を集約して対応する効率化重視の営業体制から、各顧客企業のニーズに即したきめ細かな対応が可能な顧客密着型の営業体制へと移行いたしました。この体制変更により顧客満足度の向上が図られ、その結果放送枠販売が増加し、安定的な収益を確保するに至りました。引き続き当該営業体制を維持・強化し、セグメント利益の継続的な確保に努めてまいります。

デジタルマーケティング事業におきましては、韓国の情勢に合わせてB to B事業を強化するべく経営体制の転換を行っております。その結果、継続して営業赤字を計上している状態ではありますが、転換により早急に安定した収益を計上できるように体制を整えてまいります。

広告代理事業におきましては、連結子会社である株式会社J Eマーケティングが2025年4月にイベントの企画運營業務を受託いたしました。本受託は、同社として初めての受託案件であり、今後も継続的に案件を受注できるよう、積極的に活動してまいります。

投資事業においては、当連結会計年度中にM&Aアドバイザリー業務として交渉支援に従事し、案件のクロージングに伴いアドバイザリーフィーを計上いたしました。今後は、M&Aアドバイザリー業務における継続的な収益獲得に加え、当社によるM&A又はファンドの組成、運営及び投資を通じた収益機会の拡大を図り、投資事業セグメントの収益基盤の確立・強化に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,412,199千円（前期比7.1%増）、営業利益は12,791千円（前期は108,563千円の営業損失）、経常利益は11,572千円（前期は222,863千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は53,766千円（前期は370,450千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度において「その他」に含まれていた「広告代理事業」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。また以下の前期比較については前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

《通信販売事業》

通信販売事業におきましては、前述のとおり顧客密着型の営業体制とした結果、顧客企業のプロモーション施策と合致したことにより放送枠販売が堅調に推移し、安定的な事業運営が可能となりました。その結果、当該事業における売上高は570,080千円（前期比55.1%増）となりました。

《デジタルマーケティング事業》

デジタルマーケティング事業につきましては、前事業年度に日本のデジタルギフト事業を譲渡したことに伴い売上高は減少しております。また韓国においても収益性向上のための構造改革を行っておりますが、成果が上がるまでには至っておらず、当該事業における売上高は777,637千円（前期比17.8%減）となりました。

《広告代理事業》

広告代理事業におきましては、前述のとおり、2025年4月にイベントの企画運營業務を受託したことにより、当該事業における売上高は32,917千円（前期は計上無し）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
前連結会計年度に持分法適用関連会社であったMatched inc. は2025年10月22日付で37,000株を売却したため、持分法適用関連会社より除いております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (2025年3月期)	第21期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	1,617	1,587	1,318	1,412
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	△28	△233	△222	11
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)(百万円)	41	△290	370	△53
1株当たり当期純 利益又は1株当たり(円) 当期純損失 (△)	3.83	△25.15	32.03	△4.65
総 資 産(百万円)	2,821	2,373	3,191	1,780
純 資 産(百万円)	627	360	731	679

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行株式数により算出しております。
2. 韓国子会社における日本基準の適用に伴う会計方針の変更を行っており、第19期の金額については遡及適用後の数値を使用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は 出 資 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社スープ	10百万円	100%	その他事業
株式会社東京テレビ ランド	50百万円	100%	テレビ通販による通信販売事業
株式会社マフィンホ ールディングス	47百万円	100%	持株会社
Mafin inc.	2,963百万 韓国ウォン	100%	リワード広告事業
Smartcon inc.	1,366百万 韓国ウォン	100%	デジタルギフト事業
株式会社 J E インベ ストメント	1 百万円	100%	投資事業組合の運用及び管理
株式会社 J E マーケ ティング	30百万円	70%	マーケティング事業
J E ・ B S P 第 1 号 投資事業有限責任組 合	102百万円	0.1%	投資事業
J E インベストメン ト 2 号匿名組合	101百万円	49.5%	投資事業

(注) J E ・ B S P 第 1 号投資事業有限責任組合及び J E インベストメント 2 号匿名組合における議決権比率の欄には、当該組合に対する出資割合を記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社スープ	東京都港区赤坂六丁目15番11号	187百万円
株式会社東京テレビ ランド	東京都港区赤坂六丁目15番11号	100百万円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は414百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、安定的に利益を計上できる体制を整えるべく、以下の事項に対処すべき課題として経営政策を実行してまいります。

①営業部門における収益体制の拡大

当社グループは、既存事業の運営と合わせてファンド運営やM&Aにより新たな事業への投資を行っていく方針です。営業黒字の継続を目指し、積極的な営業活動による取引先の拡大と販売チャンネルの拡大を目指しつつ、利益確保を目指してまいります。

②人材の増員及び職場環境の充実

業務の効率化を推進し、必要なスキルを保有した人材の採用を進めてまいります。また「人材及び社内環境整備に関する育成方針」を定め、生産性の向上、優秀な人材の確保と共に社内における教育を行い、離職防止に努めます。また、柔軟な働き方を検討することで人材の多様化を進めてまいります。

③経営環境の充実

当社は、継続して持株会社としてグループ全体の経営環境を充実させてまいります。独立社外役員及び内部監査部門等と協力し、コーポレートガバナンスの充実に取り組むのと同時に、社会的な責任を果たすべく、「地域の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動に積極的に参加・協力し、地域との共存を目指す。」こと及び「環境に配慮した企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与する。」を行動指針とし、当社グループと社会の双方が持続的に成長できるよう行動してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業内容	主要な業務
通信販売事業	テレビ通販による通信販売事業
デジタルマーケティング事業	リワード広告及びデジタルギフト事業
広告代理事業	マーケティング事業

(6) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

本	社	東	京	都	港	区
---	---	---	---	---	---	---

② 子会社

株 式 会 社 ス ー プ	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
株 式 会 社 東 京 テ レ ビ ラ ン ド	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
株 式 会 社 マ フ ィ ン ホ ー ル デ ィ ン グ ス	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
M a f i n i n c .	本 社 （ 大 韓 民 国 ソ ウ ル 市 江 南 区 ）
S m a r t c o n i n c .	本 社 （ 大 韓 民 国 ソ ウ ル 市 江 南 区 ）
株 式 会 社 J E イ ン ベ ス ト メ ン ト	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
株 式 会 社 J E マ ー ケ テ ィ ン グ	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
J E ・ B S P 第 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）
J E イ ン ベ ス ト メ ン ト 2 号 匿 名 組 合	本 社 （ 東 京 都 港 区 ）

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
通 信 販 売 事 業	2 (－)	2 名 減 (5 名 減)
デジタルマーケティング 事 業	49 (－)	2 名 減 (－)
広 告 代 理 事 業	0 (－)	増 減 な し (－)
そ の 他	0 (－)	増 減 な し (－)
全 社 (共 通)	4 (－)	増 減 な し (－)
合 計	55 (－)	4 名 減 (5 名 減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
4 名	増減なし(－)	39.3歳	5.4年

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入金	借入金残高
新韓銀行	99百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 22,932,000株
- ② 発行済株式の総数 11,567,990株
- ③ 株主数 4,184名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K J C イ ン タ ー	3,530千株	30.51%
株 式 会 社 ベ ー タ グ リ ッ ド	1,126千株	9.74%
株 式 会 社 S B I 証 券	577千株	4.99%
株 式 会 社 ジ ャ ッ ク	570千株	4.93%
佐 藤 公 彦	500千株	4.32%
大 木 壘	330千株	2.86%
菅 智 茂	215千株	1.86%
辻 貴 慈	160千株	1.38%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	159千株	1.38%
宗 田 こ ず え	120千株	1.04%

（注）持株比率は自己株式（317株）を控除して計算しております。

⑤ 当社が保有する株式に関する事項

イ. 政策保有に関する方針

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、対象先と当社グループが継続的な取引関係を有しており、取引関係の継続又は取引の拡大のために株式の保有が必要であることを取締役会で判断した場合に政策保有株式として保有します。政策保有株式については、当社グループの経営戦略上一定の利益が見込めるものと取締役会で判断したものを除き、原則的には新たな保有は行わない方針です。なお2026年3月末において政策保有株式を保有していないことから、取締役会において政策保有株式の保有の可否に関する検証は行っておりません。

ロ. 政策保有株式の議決権行使の基準

当社グループに対して中長期的に利益が生じるかを総合的に判断し、原則として全ての議案に議決権を行使します。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（2026年3月31日現在）
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 谷 利 興	株式会社スープ代表取締役 株式会社東京テレビランド代表取締役 株式会社マフィンホールディングス代表取締役 Mafin inc. 代表理事 Smartcon inc. 代表理事 株式会社 J E インベストメント代表取締役 株式会社 J E マーケティング代表取締役 株式会社ゼストブレイン代表取締役
代 表 取 締 役 会 長	丁 廣 鎮	株式会社スープ代表取締役 株式会社東京テレビランド代表取締役 株式会社マフィンホールディングス取締役 株式会社 J E マーケティング代表取締役 株式会社ジャック代表取締役 株式会社ジャック・インベストメント代表取締役 株式会社 K J C インター代表取締役
取 締 役	宗 田 こ ず え	業務管理統括本部長 株式会社スープ取締役 株式会社東京テレビランド取締役 株式会社 J E マーケティング取締役
取 締 役	関 口 博	関口博法律事務所代表
取 締 役	雙 田 裕 三	税理士法人セントラルタックスブレイン社員
常 勤 監 査 役	美 濃 部 健 司	株式会社スープ監査役 株式会社東京テレビランド監査役 株式会社マフィンホールディングス監査役 株式会社 J E マーケティング監査役
監 査 役	御 子 柴 健 治	
監 査 役	石 井 忍	有限会社楽脳代表取締役

- (注) 1. 取締役関口博及び雙田裕三の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役御子柴健治及び石井忍の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役雙田裕三氏及び監査役御子柴健治氏は、財務、会計及び内部統制に関する豊富な経験や幅広い見識を有しております。
4. 当社は、関口博氏、雙田裕三氏、御子柴健治氏、石井忍氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

2025年6月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、伊部裕之及び萩原貴彦の両氏は監査役を辞任いたしました。

2025年6月26日開催の第20回定時株主総会において、新たに美濃部健司及び石井忍の両氏は監査役に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社7社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	27 (0)	27 (0)	—	—	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	1 (1)	1 (1)	—	—	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	29 (2)	29 (2)	—	—	10 (5)

(注) 1. 上記には2025年6月26日付で退任した監査役2名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で定めております。また報酬額の妥当性と透明性を確保するため、諮問機関として社外取締役が過半数である任意の報酬委員会を設置いたしました。まず、報酬委員会に諮問をし、その答申を参考にして、取締役会において審議し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において報酬を決定しております。

・基本方針

当社の報酬制度として、当社の業績を踏まえ、職責及び業績に対する貢献度を総合的に勘案して報酬額及び報酬構成割合等を決定し、他企業等の報酬との比較等の手段により当該妥当性を検討したうえで支給することとしております。なお、当社は業績連動型報酬を採用しておらず、基本的に業績により報酬が変動する要素はございません。

・取締役の報酬等の構成及び決定方法

取締役の報酬等は、固定報酬（毎月支給する定額の金銭報酬）、賞与及び株式報酬型ストックオプションで構築しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において全体の報酬限度額（株式報酬型ストックオプションを除く）を年額合計130百万円以内とし、別枠で年額100百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行することと決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で取締役会の決定を経て支給しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、5名（うち社外取締役0名）です。

また、賞与及び株式報酬型ストックオプションに関しましては、当該報酬の額、支払時期及び算定方法等の内容を株主総会において決議し、支給することとしております。

・監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役については固定報酬のみを支給しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で監査役の協議を経て支給することとしております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）です。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会で当該決定方針との整合性を含めた検討を行った上で個別の報酬額を決議しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役関口博氏は、関口博法律事務所の代表です。当社と関口博法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役雙田裕三氏は、税理士法人セントラルタックスブレインの社員です。当社と税理士法人セントラルタックスブレインとの間に特別な関係はありません。
- ・監査役石井忍氏は、有限会社楽脳の代表取締役です。当社と有限会社楽脳との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取締役	関 口 博	当事業年度開催の取締役会取締役会17回の全てに出席し、主に弁護士としての見地から取締役会において積極的に意見を述べており、特にコンプライアンスについて専門的な立場から当社の経営に関する監督・助言を行う等意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	雙 田 裕 三	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、主に税理士としての見地から取締役会において積極的に意見を述べており、特に財務・会計について専門的な立場から当社経営に関する監督・助言を行う等意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	御子柴 健 治	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回及び監査役会9回のうち7回に出席し、財務・会計の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	石 井 忍	2025年6月26日に就任して以降取締役会13回のうち12回及び監査役会6回のうち5回に出席し、経営者の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 けやき監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたアスカ監査法人は、2025年6月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	けやき監査法人	アスカ監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円	0百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17	0

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について必要な検証及び審議を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、株主の皆様や取引先に対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、内部統制システムに伴いコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の強化にも取り組む等、法令順守に努める。

また、取締役会において、定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価、並びにリスク対応策の決定を行う。

- ② 業務管理統括本部内にコンプライアンス事務局を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備、強化を図るものとする。
- ③ 反社会的勢力との関係を排除するとともに、行政等とも連携を取りながら当社グループ組織全体として毅然とした態度で対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程のほか、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切な保存・管理を行う。

(3) 損失の危険に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は業務管理統括本部が行うものとする。但し、新たに生じたリスクについては、取締役会において、速やかに対応責任者となるべく取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会については、取締役会規程に基づきその適切な運営を確保するため、月1回の定例開催を原則とし、その他必要に応じ随時開催する等、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する体制を引き続き維持強化する。

- ② 当社の経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、十分な議論を重ね、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ③ 取締役会は、取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意見決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社が定めるコンプライアンス規程は、当社グループ共通の行動指針であり、これを基本としてグループ各社で諸規程を定めるものとする。
 - ② 当社グループの経営管理については、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、業務管理統括本部はこれらを横断的に推進し管理する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人については、必要に応じ内部監査室がこれを補う体制とし、そのために必要な人員を配置する。
 - ② 監査役を補助する使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。
- (7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況などの内容を速やかに報告する。また監査役は必要に応じて取締役又は使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
 - ② 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役はその職務の執行について必要と認められる費用を予め当社に提示するものとし、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役監査規程及び監査役会規程を定め、監査役の監査が適正かつ円滑に行われるための環境を整備するよう努める。
- ② 取締役との意思疎通を図る体制を整備するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、相互に補完あるいは牽制する関係を構築するものとする。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 職務執行の適正について

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成し、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は毎月定例の開催のほか必要に応じて随時開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する事項を決定しております。

(2) コンプライアンスに対する取組みの状況について

業務管理統括本部内に設置したコンプライアンス事務局において、コンプライアンス規程に従い取締役及び従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るために、コンプライアンスに関する教育を実施しております。

(3) リスク管理体制について

取締役会において定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価並びにリスク対応策の決定を行い、当該決定及びリスク管理規程に基づき従業員に対してリスク対応に関する周知、徹底を図っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正について

当社子会社の経営管理につきましてはグループ共通規程を定めるとともに、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、業務管理統括本部において横断的に管理しております。

(5) 監査役監査について

監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名で構成しており、常勤監査役が中心となり定例監査役会を四半期毎に開催するほか内部監査室及び会計監査人との連携を緊密にし、取締役の職務の執行を十分に監視及び監査する体制となっております。また、内部監査室と協力し、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

<ご参考>

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループの経営理念である「すべてのステークホルダーの皆様に高い満足度を提供する」ことを目標として、グループ全体の持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。その実現のために、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けており、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図ることによりコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに係る基本方針

- ① 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。
- ② 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③ 当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。
- ④ 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たします。
- ⑤ 当社は、株主総会の場合以外においても、株主との間で建設的な対話に努めます。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、内部留保の充実については安定した事業継続のため必要なことと認識しております一方、必要以上の内部留保の蓄積は行わず、業績に応じて適正に行うことを前提に、安定配当の維持を目指し、高配当性向を基本方針に据えています。

当期においては利益剰余金がプラスであるものの、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,701,315	流動負債	1,092,006
現金及び預金	947,217	支払手形及び買掛金	91,895
売掛金	388,547	短期借入金	99,665
前渡金	351,220	未払金	570,617
その他	30,556	前受金	230,310
貸倒引当金	△16,226	未払費用	60,237
		未払法人税等	11,218
固定資産	79,627	賞与引当金	1,176
有形固定資産	4,788	その他	26,885
建物及び構築物	150	固定負債	9,041
工具、器具及び備品	260	預り保証金	3,214
土地	4,378	その他	5,827
無形固定資産	0	負債合計	1,101,047
投資その他の資産	74,838	(純資産の部)	
長期貸付金	38,290	株主資本	544,713
差入保証金	24,536	資本金	50,000
繰延税金資産	5,020	資本剰余金	376,783
その他	45,281	利益剰余金	118,023
貸倒引当金	△38,290	自己株式	△92
		その他の包括利益累計額	16,537
		為替換算調整勘定	16,537
		新株予約権	1,007
		非支配株主持分	117,636
		純資産合計	679,894
資産合計	1,780,942	負債純資産合計	1,780,942

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,412,199
売上原価		557,330
売上総利益		854,869
販売費及び一般管理費		842,077
営業利益		12,791
営業外収益		
受取利息	8,656	
為替差益	6,174	
その他の	3,051	17,882
営業外費用		
支払利息	14,058	
持分法による投資損失	3,509	
その他の	1,534	19,101
経常利益		11,572
特別利益		
持分変動利益	3,263	
関係会社株式売却益	2,389	5,653
特別損失		
減損損失	48,178	48,178
税金等調整前当期純損失(△)		△30,952
法人税、住民税及び事業税	11,308	
法人税等調整額	2,560	13,869
当期純損失(△)		△44,821
非支配株主に帰属する当期純利益		8,944
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△53,766

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日 期首残高	50,000	376,840	171,874	△92	598,622
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△53,766		△53,766
持分法適用会社の減少に伴う 利益剰余金減少高			△85		△85
非支配株主との取引に係る親 会 社 の 持 分 変 動		△57			△57
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△57	△53,851	—	△53,908
2026年3月31日 期末残高	50,000	376,783	118,023	△92	544,713

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 計 合			
2025年4月1日 期首残高	16,901	16,901	1,007	114,821	731,352
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△53,766
持分法適用会社の減少に伴う 利益剰余金減少高					△85
非支配株主との取引に係る親 会 社 の 持 分 変 動					△57
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△363	△363		2,814	2,451
連結会計年度中の変動額合計	△363	△363	—	2,814	△51,457
2026年3月31日 期末残高	16,537	16,537	1,007	117,636	679,894

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9 社
- ・連結子会社の名称 株式会社スープ
株式会社東京テレビランド
株式会社マフィンホールディングス
Mafin inc.
Smartcon inc.
株式会社 J E インベストメント
株式会社 J E マーケティング
J E ・ B S P 第 1 号投資事業有限責任組合
J E インベストメント 2 号匿名組合

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の状況

- ・持分法適用会社の数 0 社
当連結会計年度において、Matched inc. は株式を売却したことに伴い、持分比率が低下したため持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち Mafin inc.、Smartcon inc.、及び J E ・ B S P 第 1 号投資事業有限責任組合の決算日は 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ その他有価証券（市場価格のない株式等）

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ 有形固定資産

当社及び国内子会社は定率法を採用しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。海外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 5～15 年

工具、器具及び備品 3～5 年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率又は合理的に算定した貸倒見積高により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支払いに充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

在外連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 通信販売事業

通信販売事業は、主にテレビ通販番組の提供を行っております。当該番組の提供については顧客に番組を提供した時点で収益を認識しております。番組の提供のうち当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が制作する番組と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

ロ デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業は、主にリワード広告及びデジタルギフトの提供を行っております。リワード広告については広告の掲載が終了した時点で、デジタルギフトについては、デジタルギフトが使用された時点又はデジタルギフトの期限が満了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。デジタルギフト等の提供のうち、連結子会社は基本的に代理店の立場であることから、デジタルギフト等と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

ハ 広告代理事業

広告代理事業は、マーケティングを通じたイベントの開催を行っております。イベント開催が完了された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る負債

① 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金） 201,733千円

② 担保に係る負債

未払金 425,705千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 96,053千円

(注) 減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,567,990	—	—	11,567,990
合計	11,567,990	—	—	11,567,990
自己株式				
普通株式	317	—	—	317
合計	317	—	—	317

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な流動性の高い預金等に限定し、必要な資金は金融機関等からの借入により資金を調達しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って、リスク低減を図っております。

長期貸付金は貸付先の信用リスクに晒されております。また海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

また、支払手形及び買掛金についてはそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。

短期借入金、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。

未払金、未払費用及び未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に支払期日又は納付期限が到来するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期貸付金	38,290		
貸倒引当金 (※)	(38,290)		
	—	—	—
資産計	—	—	—

(※) 長期貸付金は、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 「現金」については現金であること、及び「預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」並びに「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

2. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	99,665	—	—	—	—	—
合計	99,665	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

- ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、埼玉県において遊休不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の 時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 末残高	
4,378	—	4,378	4,382

(注) 当連結会計年度末の時価については、「路線価」に基づいて算定した金額です。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	通信販売 事業	デジタルマー ケティング 事業	広告代理事業	計		
一時点で移転される財	567,857	777,637	32,917	1,378,413	31,562	1,409,976
一定の期間にわたり移 転される財	2,222	—	—	2,222	—	2,222
顧客との契約から生じ る収益	570,080	777,637	32,917	1,380,636	31,562	1,412,199
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	570,080	777,637	32,917	1,380,636	31,562	1,412,199

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、投資事業及びその他の事業を含んでおります。

2. 当連結会計年度におきまして、「その他」に含まれていた「広告代理事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
前受金	25,748千円	2,402千円

契約負債は、主として、顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

前受金は、当初に予想される契約期間が1年間を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 48円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失（△） | △4円65銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

け や き 監 査 法 人
東 京 都 中 央 区

指 定 社 員 公認会計士 吉 村 潤 一
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 宮 下 圭 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	55,566	流動負債	146,119
現金及び預金	54,282	短期借入金	130,000
前払費用	707	未払金	8,479
その他	576	未払費用	1,143
固定資産	359,419	未払法人税等	290
有形固定資産	119	未払消費税等	4,172
工具、器具及び備品	119	預り金	959
投資その他の資産	359,300	賞与引当金	1,074
関係会社株式	288,238		
関係会社社債	71,062		
		負債合計	146,119
		(純資産の部)	
		株主資本	268,867
		資本金	50,000
		資本剰余金	376,840
		資本準備金	376,840
		利益剰余金	△157,871
		その他利益剰余金	△157,871
		繰越利益剰余金	△157,871
		自己株式	△101
		純資産合計	268,867
資産合計	414,986	負債純資産合計	414,986

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	109,654
売 上 総 利 益	109,654
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	113,777
営 業 損 失 (△)	△4,123
営 業 外 収 益	3,924
受 取 利 息	125
有 価 証 券 利 息	3,290
そ の 他	508
営 業 外 費 用	1,219
支 払 利 息	1,219
経 常 損 失 (△)	△1,418
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△1,418
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	290
当 期 純 損 失 (△)	△1,708

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本剰余金 合 計	その他利 益剰余金	利益剰余金 合 計			
				繰越利益 剰 余 金				
2 0 2 5 年 4 月 1 日 期 首 残 高	50,000	376,840	376,840	△156,162	△156,162	△101	270,575	270,575
事業年度中の変動額								
当 期 純 損 失 （ △ ）				△1,708	△1,708		△1,708	△1,708
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （ 純 額 ）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△1,708	△1,708	－	△1,708	△1,708
2 0 2 6 年 3 月 3 1 日 期 末 残 高	50,000	376,840	376,840	△157,871	△157,871	△101	268,867	268,867

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- 有価証券
- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ②関係会社社債 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- 工具、器具及び備品 4～5年
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率又は合理的に算定した貸倒見積高により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与支払いに充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- コンサルティング事業
- コンサルティング事業は、役務の提供を主な事業とし、これらの役務の提供については一定の期間にわたり役務の提供が行われることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び関係会社社債

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	288,238
関係会社社債	71,062

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の事業計画を前提として関係会社株式及び関係会社社債の評価を行っております。

当該事業計画は、2025年3月31日において翌期の判断に重要な影響を与える事象が発生しないことを前提に関係会社株式及び関係会社社債を評価しております。なお、予測できない市場環境の変化等が生じた場合には、見積もりの評価に影響が生じる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 573千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

①短期金銭債権 576千円

②短期金銭債務 130,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

79,200千円

営業取引以外の取引による取引高

1,219千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	317	—	—	317
合計	317	—	—	317

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別内訳

税務上の繰越欠損金 27,844千円

投資有価証券評価損否認 451,661千円

その他 5,486千円

繰延税金資産小計 484,992千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △27,844千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △457,147千円

評価性引当額小計 △484,992千円

繰延税金資産合計 ー千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業内容又は職業	議 決 権 等 所 有 割 合 (%)	関連当事者 との 関係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ ス ー プ	10,000	コンサル ティン グ 事 業 等	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼任 資金の借入	コンサルティング料	12,000	—	—
						—	—	短期借入金	15,000
						利息の支払	149	—	—
子会社	㈱東京テレビ ラ ン ド	50,000	通 信 販 売 事 業	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼任 資金の借入	コンサルティング料	36,000	—	—
						—	—	短期借入金	75,000
						利息の支払	749	—	—
子会社	㈱マフィンホ ールディン グ ス	47,500	持 株 会 社	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼任 資金の借入	コンサルティング料	31,200	—	—
						—	—	関係会社 債 権	71,062
						有価証券利 息 収 入	3,290	そ の 他	533
						—	—	短期借入金	30,000
						利息の支払	227	—	—
子会社	㈱ J E マーケ テ ィ ン グ	30,000	マーケテ ィン グ 事 業	所有 間接 70.0	役員の兼任 資金の借入	—	—	短期借入金	10,000
						利息の支払	91	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①㈱スープ、㈱東京テレビランド及び㈱マフィンホールディングスへの役務の提供については、コンサルティング契約に基づき、業務内容を勘案して決定しております。
- ②㈱スープ、㈱東京テレビランド、㈱マフィンホールディングス及び㈱ J E マーケティングからの借入利率については、市場金利を勘案し、双方協議の上決定しております。
- ③有価証券利息の受取については、グループ内の総合的な資金政策に基づいて決定しております。

(3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業内容又は職業	議 決 権 等 所 有 割 合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人) 及びその 近親者が 議決権の 過半数を 所有して いる会社 (当該会 社の子会 社を含 む)	株式会社ジャック・ マネジメント	10,000	コンサルティング 事業等	—	役務の提供	株式譲渡に 伴うアドバイザリー報 酬	25,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

株式譲渡に伴うアドバイザリー報酬については独立的第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 23円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 (△) | △0円15銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
取締役会 御中

け や き 監 査 法 人
東 京 都 中 央 区

指 定 社 員 公認会計士 吉 村 潤 一
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 宮 下 圭 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人けやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人けやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	美濃部 健 司 ⑩
社外監査役	御子柴 健 治 ⑩
社外監査役	石 井 忍 ⑩

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所 (スタンダード市場)
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL https://www.j-escom.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（＊）	特 別 口 座 の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1－1 Tel 0120－232－711（通話料無料）
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ		[手続き書類のご請求方法] ○お電話によるご請求 0120－232－711（通話料無料） ○インターネットによるダウンロード https://www.tr.mufg.jp/daikou/

（＊） 特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 Tel 0120-232-711（通話料無料）
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂六丁目15番11号

TEL (03) 5114-0761 (代表)